

鳥取県告示第 733 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字湯谷字茶ヶ谷465、字古鉦564の2、大字赤松字久鳥上エ467から469まで、字東嶋ヶ谷532の4から532の7まで、532の10から532の17まで、532の19、532の20、532の22から532の32まで、538の2、539の2、540の2、541の2、542の2、543の2、545の2、546の2、547の2、548の2、549の2、550の2、552の2、553の10、553の27、大字牧字滝ノ谷501、504の1、505、506、515、544の2、546の2、547の2、547の3、548の2、字恩谷590の19、590の24、590の25、590の37、大字今泉字仏ヶ谷692の4、字大谷781の1、803の2、810の2、811の2、812、813の2、815、816の3、818の2、818の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)